

○ふじみ野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱

令和5年3月15日

告示第73号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術又は去勢手術（以下「不妊・去勢手術」という。）を受けさせる活動を促進することにより、地域の公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、ふじみ野市補助金等交付規則（平成17年ふじみ野市規則第50号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 飼い主のいない猫 市内に生息し、所有者がいないことが明らかである猫をいう。

(2) 不妊手術 卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術をいう。

(3) 去勢手術 精巣を摘出して生殖を不能にする手術をいう。

(4) 耳先カット手術 不妊・去勢手術が既に実施されていることを識別できるように耳の一部を切除する手術をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されている者

(2) 飼い主のいない猫に不妊・去勢手術及び耳先カット手術（以下これらを「補助対象手術」という。）を受けさせる活動（以下「事業」という。）を実施し、かつ、次条に規定する補助対象経費を負担する者（当該経費について他の団体から補助金その他の補助を受ける者を除く。）

（令5告示232・一部改正）

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、事業の実施に要する費用のうち補助対象手術に直接要する費用とする。ただし、当該猫が医師による診断の結果、不妊・去勢手術が既に実施されていると判明した場合において、当該診断に要する費用及び耳先カット手術のみに要する費用を除く。

(令5告示232・一部改正)

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、1頭につき5,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき、毎年度10頭を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業の実施前に飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請に当たっては、当該申請に係る飼い主のいない猫(以下「対象猫」という。)に実施する補助対象手術に直接要する費用に対して、他の団体から補助金その他の補助を受けてはならない。

(令5告示232・一部改正)

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定したときは、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業の実施)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、事業の開始から30日以内に当該事業を完了しなければならない。

(令5告示232・一部改正)

(補助金の実績報告及び交付請求)

第9条 交付決定者は、前条の規定により事業を完了したときは、当該事業が完了した日から10日以内又は第6条の規定による申請をした日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金実績報告書兼交付請求書(様式第3号)に事業完了報告書及び次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象手術に要した費用の領収書及び必要に応じて内訳書の写し

(2) 補助対象手術前の対象猫の写真(未手術の猫であることを識別することができるもの)

(3) 補助対象手術後の対象猫の写真(手術済みの猫であることを識別することができるもの)

(4) 補助金の振込先金融機関の通帳の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(令5告示232・一部改正)

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金確定通知書（様式第4号）により報告者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。

（受給者の協力）

第12条 受給者は、対象猫が排せつしたふん、尿等を定期的に清掃し、周辺の衛生環境が良好に保たれるよう努めるものとする。

2 受給者は、市長の求めに応じ対象猫の写真又は画像ファイルの提供に努めるものとする。この場合において、提供された写真又は画像ファイルの著作権は市に帰属するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第232号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金について、下記のとおり交付を受けたいので、ふじみ野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

なお、申請に当たっては、下記の事項に誓約・同意の上申請します。

記

交付申請額	金 円（ 頭分）	
事業計画	対象猫の 主な生息地	ふじみ野市
	事業実施 予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	実施予定件数	不妊手術 件 去勢手術 件
	手術実施 予定病院	住所 名称
事業完了予定日	年 月 日	
誓約・同意事項	(1) 猫の不妊・去勢手術は、飼い主のいない猫に限り実施します。 (2) 補助金交付の決定に際し、市の職員が住民基本台帳情報を閲覧することに同意します。 (3) 捕獲及び補助対象手術の実施に当たり問題が発生した場合は、私の責任において誠意をもって問題解決に努めます。 (4) 補助対象手術の実施に当たり、他の団体から補助金その他補助を受けることはありません。 (5) 対象猫が排泄したふん、尿等を定期的に清掃し、周辺の衛生環境が良好に保たれるように努めます。	

様式第2号（第7条関係）

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付（不交付）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

ふじみ野市長



年 月 日付けで交付申請のあった飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金について、下記のとおり決定したので、ふじみ野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 決定内容

- 補助金の交付を決定しました。
- 補助金の不交付を決定しました。

2 交付決定金額 金 円

3 不交付の理由

4 補助金交付の条件

- (1) この補助金は、ふじみ野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱の定める目的以外に使用しないこと。
- (2) 交付申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに市長に届け出ること。
- (3) 捕獲及び手術の実施について、近隣住民の理解を得るよう努めること。

様式第3号（第9条関係）

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金実績報告書兼請求書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

請求者 住 所  
氏 名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金について事業が完了したので、ふじみ野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱第9条の規定により添付書類を添えて請求します。

記

- 1 事業報告 別紙事業完了報告書のとおり
- 2 請求額 金 円 （ 頭分）
- 3 振込先金融機関口座

金融機関名					銀行 金庫 組合 農協	本店・支店 出張所 本所・支所			
金融機関 コード					支 店 コード				
口座種目	普通・当座								
口座番号									
口座名義	フリガナ								
	氏名								

※口座名義は、請求者本人のものに限る。

- 4 添付資料
  - (1) 別紙事業完了報告書
  - (2) 振込先金融機関口座の通帳の写し
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別紙 事業完了報告書

1 事業実績

事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
補助対象手術 実施件数	不妊手術 件 <u>去勢手術</u> 件 合 計 件

2 経費支出内訳

補助対象経費	金 円 ( 頭分)
事業に要した 費用及び内訳	金 円 (内訳)

3 添付資料

- (1) 補助対象手術に要した費用の領収書及び必要に応じて内訳書の写し
- (2) 補助対象手術前の対象猫の写真（未手術の猫であることを識別することができるもの）
- (3) 補助対象手術後の対象猫の写真（手術済みの猫であることを識別することができるもの）

様式第4号（第10条関係）

ふじみ野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

ふじみ野市長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定した飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金について、下記のとおり確定したので、ふじみ野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

交付確定額 金 円

- 様式第 1 号 (第 6 条関係)  
(令 5 告示 2 3 2 ・全改)
- 様式第 2 号 (第 7 条関係)
- 様式第 3 号 (第 9 条関係)  
(令 5 告示 2 3 2 ・全改)
- 様式第 4 号 (第 1 0 条関係)